

利用者のために

1 調査のしくみ

(1) 調査の目的

2000年世界農林業センサスは、「経済統計に関する国際条約」(昭和27年条約第19号)に基づき国際連合食糧農業機関(FAO)が提唱する「2000年世界農林業センサス計画」の趣旨に従い、我が国農林業の基本構造の現状とその動向を農業集落・市区町村及び都道府県別に明らかにし、農政の推進に必要な基礎的かつ総合的な統計資料の整備を図ることを目的とする。

(2) 調査の根拠法規

調査は、統計法(昭和22年法律第18号)、統計法施行令(昭和24年政令第130号)及び農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)に基づく。

(3) 調査の体系及び方法等

調査の名称		調査対象	調査系統	調査期日	調査方法	
農業調査	農業事業体調査	農家調査	農家の全数調査	農林水産省 - 都道府県 - 市町村 - 指導員 - 調査員	平成12年2月1日	調査員が調査客体に農家調査票を配布し、自計申告調査の方法により行う。
		農家以外の農業事業体調査	協業経営、会社等の全数調査	農林水産省 - 都道府県 - 市町村 - 指導員	同上	指導員が調査客体に農家調査票を配布し、自計申告調査の方法により行う。
林業調査	林業事業体調査	林家調査	林家の全数調査	農林水産省 - 都道府県 - 市町村 - 指導員 - 調査員	同上	調査員が調査客体に農家調査票を配布し、自計申告調査の方法により行う。
		林家以外の林業事業体調査	会社等の全数調査	農林水産省 - 都道府県 - 市町村 - 指導員	同上	指導員が調査客体に農家調査票を配布し、自計申告調査の方法により行う。

2 定義及び約束事項

ア 農家調査

農家 | 平成12年2月1日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上の世帯(例外規定農家)をいう。

販売農家 | 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家	経営耕地面積が 30 a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。
主 副 業 別 分 類	農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として、1995 年センサスから採用した。
主 業 農 家	農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、65 歳未満の農業従事 60 日以上の者がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主で、65 歳未満の農業従事 60 日以上の者がいる農家をいう。
副業的農家	65 歳未満の農業従事 60 日以上の者がいない農家をいう。
単 一 経 営 農 家	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 8 割以上の農家をいう。
準単一複合 経 営 農 家	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割以上 8 割未満の農家をいう。
複 合 経 営 農 家	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割未満の農家をいう。
専 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前 1 年間に 30 日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前 1 年間に販売金額が 15 万円以上ある自営兼業に従事した者）が 1 人もいない農家をいう。
雇 用 兼 業	調査期日前 1 年間に 30 日以上よそに雇われて働くことをいう。
自 営 兼 業	収入を得るために自ら営んでいる農家以外の仕事で、各自営業のそれぞれ 1 種類で調査期日前 1 年間の総売上金額が 15 万円以上あったものをいう。
兼 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。
第 1 種兼業 農 家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第 2 種兼業 農 家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農業従事者	満 15 歳以上の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に少しでも農業に従事した

	者をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。
農業就業人口	調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。
基幹的農業従事者	農業就業人口（農業に主として従事した世帯員）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」をいう。
経営耕地	農家が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）をいう。経営耕地は自作地と借入耕地に区分される。
耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作する意思のない土地のことをいう。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法の規定により、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づき「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者をいう。

イ 農家以外の農業事業体調査

農家以外の農業事業体	前記アで規定する農家以外で農業を営む事業体であって、調査日現在の経営耕地面積が10a以上あるもの又は経営耕地が10a未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あるものをいう。
営 営 目 的 販 売 牧 草 地 経 営 体 其 他	農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とした事業体をいう。
	牛馬の預託事業を営むことを目的とした事業体及び共同で牧草を栽培し、共同で採草、放牧に利用することを目的とした事業体をいう。
	試験研究、学校、厚生等を目的とした事業体をいう。
協業経営体	2戸以上の世帯が農業経営に関し、栽培、飼育、販売、収支決算等一切の過程を共同して行い、収益を配分しているものをいう。
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

ウ 林家調査

林家	平成 12 年 2 月 1 日現在の保有山林面積が 1 h a 以上の世帯をいう。今回、定義の変更を行っており、1990 年センサスまでは、保有山林面積が 10 a 以上の世帯としていた。
農家林家	林家のうち、農家である世帯をいう。
非農家林家	林家のうち、非農家である世帯をいう。
山林	用材、薪炭材、竹材その他の林産物を集団的に生育させるために用いる土地をいい、台帳地目にかかわらず現況によった。したがって、樹木が生えていても樹園地及び庭園は山林から除いた。
保有山林	世帯が単独で経営できる山林のことであり、所有山林のうち他に貸し付けている山林などを除いたものに他から借りている山林などを加えたものをいう。

エ 林家以外の林業事業体調査

林家以外の 林業事業体	<p>平成 12 年 2 月 1 日現在で、保有山林面積のいずれかが 1 h a 以上ある会社、社寺、共同、各種団体・組合、財産区、慣行共有、市区町村、地方公共団体の組合、都道府県、国及び特殊法人をいう。このうち、慣行共有とは、次の 3 つの条件のうちいずれかに該当するものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none">1 山林からの収入や林産物を「ムラ」の費用や公共の事業に使うことがあること。(数村入会の場合も同様の扱いとする。)2 その山林は、昔からのしきたり(入会慣行)で「もっている」、「利用している」又は「利用させている」こと。3 山林の権利者になる資格に、どこそこの「ムラ」に住んでいるものに限るという制限があること。
山林の管理 を他人にま かせている もの	保有山林のうち、林業生産のために必要な一連の保育作業(下刈り、除伐、枝打ち、つる切り、間伐等)及び山林の見廻り等について、長期にわたって口頭又は文書による契約により、他人に管理をまかせている山林をいう。

3 利用上の注意

ア 本結果報告書は概数によるもので、後日農林水産省・山形県から公表される確定数値と異なる場合があります。

イ 統計表中に使用した符号は、次のとおりです。

「 - 」: 皆無又は該当のないもの

「 ... 」: 不詳

「 0 」: 単位未満のもの

「 」: 減少したもの

ウ 数値の単位未満は四捨五入してあるので、総数とその内訳を合計したものが一致しない場合があります。

エ 本報告書についての問い合わせは、総務部情報統計課（25-2111 内線：665・695）にご連絡ください。

参 考

今次センサスの主な特徴

- (1) 調査客体への負担軽減を図るため、自給的農家に係る調査項目については、世帯員の状況及び経営耕地面積のみとした
- (2) 自給的農家の調査項目を大幅に削減したことに伴い、調査票を詳細調査票（販売農家）と簡略調査票（自給的）に分けて実施した。
- (3) 社会経済構造の変化を踏まえ、林業事業体の定義を「保有山林面積が1ha以上」という今日の実態にふさわしい水準にした。（以前は「保有山林10a以上」であった。）また、実査対象の下限を、林家については「3ha以上」、林家以外の林業事業体については「10ha以上」へと引き上げた。（以前は農家林家は「10a以上」、非農家林家は「1ha以上」、林家以外の林業事業体は「1ha以上」の保有山林をもつ事業体の実査対象であった。）
- (4) 林家の実査対象の下限の引き上げに伴い、農家林家・非農家林家とも林家調査票により調査した。
- (5) 調査の効率化を図るため、全面自計方式（調査客体が記入し、指導員又は調査員が調査票回収時に記入内容を確認する方式）に変更した。